

霧島市条例第5号  
平成31年2月27日

霧島市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年霧島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。